



諮 問 書

令和8年2月2日

大阪市人権施策推進審議会

会長 乗井 弥生 様

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

大阪市人権尊重の社会づくり条例第5条第1項の規定に基づき、大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～の改定について、貴審議会へ諮問します。

（諮問趣旨）

本市では、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして「大阪市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、その理念のもと「大阪市人権施策推進審議会」の答申を踏まえて策定した「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に沿って施策を推進してきました。また、今日的な課題についても、貴審議会のご意見をいただきながら、時宜にかなった人権啓発や相談事業等に取り組んできたところです。

一方、現代社会においては、少子高齢化の進行や、情報化、国際化のさらなる進展に伴い、価値観や生活様式の多様化が進む中、依然として人権に関する様々な課題が存在しています。特に近年では、インターネットを介した誹謗中傷やプライバシー侵害等が大きな社会問題となるなど、人権課題は一層複雑化・高度化しています。

このような社会状況のもとでは、性別、年齢、障がいの有無、国籍の違いなどに起因する個別の人権課題への対応にとどまらず、各施策の役割分担を明確にしたうえで、相互に連携を図ることが重要となってきます。加えて、すべての施策の基盤として、多様性を認め合い、自他の人権を尊重する意識を高めていく取組みがこれまで以上に求められます。

こうした中、国においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成 14 年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に沿って施策が進められてきましたが、その後の社会経済情勢の変化や国際的な動向等を踏まえ、令和 7 年 6 月に「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（以下「第二次計画」という。）が策定されました。第二次計画では、インターネット上の人権侵害を課題横断的な人権課題と位置づけるとともに、ビジネスと人権をめぐる国際的要請の高まりや「複合差別」の視点などが盛り込まれ、これらの現状認識に基づく人権教育・啓発の方向性が示されています。

こうした状況を踏まえ、本市としましては、人権が尊重される社会の実現に向けてより一層、施策の推進を図るため「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を改定することといたしました。

つきましては、計画改定にあたり貴審議会のご意見を賜りたく、ここに諮問するものです。